

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市北区大深町5番54号グラングリーン大阪パークタワー8階

氏 名 新虎興産株式会社

代表取締役 木村 高士

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日

令和4年（2022年）7月25日

許可の有効年月日

令和9年（2027年）7月24日

### 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

廃 油 （揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）  
廃 酸 （水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）  
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）  
廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度PCBに限る。)  
ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度PCBに限る。)  
ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度PCBに限る。)  
廃石綿等  
以下余白

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年7月25日 新規許可

令和7年3月14日 変更届 住所の変更 以下余白

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。